

平成 17 年 4 月 21 日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

ミサワホームホールディングス株式会社

代表取締役 水 谷 和 生

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

臨時株主総会決議事項

第 1 号議案 資本減少及び資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

資本減少の内容は、次のとおりであります。

1. 減少すべき資本の額

当社の資本の額45,249,200,000円のうち44,749,200,000円
減少し、減少後の資本の額は500,000,000円といたします。

なお、払戻しを行わない無償の減資といたします。

2. 資本減少の方法

A 種優先株式の発行済株式の全部（58,333,000株）を無償
消却いたします。

第一回 B 種優先株式の発行済株式の全部（41,666,000株）
を無償消却いたします。

第二回 B 種優先株式の発行済株式の全部（41,666,000株）
を無償消却いたします。

第三回 B 種優先株式の発行済株式の総数41,666,000株につ
いて、100株につき92株の割合で、38,332,720株を無償消却い
たします。

3. その他の必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

なお、資本減少の効力発生日は平成17年6月1日の予定であります。

第2号議案 普通株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

普通株式併合の内容は、次のとおりであります。

1. 株式併合の理由

当社事業再生計画の実施にあたり、将来における普通株式の発行済株式数の適正化を目的として普通株式の併合を行うものであります。

なお、普通株主様の権利に株式併合による変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式数を、普通株式について1,000株から100株に変更する予定であります。

2. 株式併合の方法

普通株式の発行済株式総数258,259,146株について、10株を1株に併合します。株式併合後の普通株式の発行済株式総数は、25,825,914株となります。その他の必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生日は平成17年5月27日の予定であります。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

内容は、後記のとおりであります。

第4号議案 第三者割当による新株式発行の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第三者割当による新株式発行の内容は、次のとおりです。

1. 新株式発行の内容

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式12,913,000株 |
| (2) 発行価額 | 1株につき2,000円 |
| (3) 発行価額の総額 | 金25,826,000,000円 |
| (4) 発行価額中資本に組み入れない額 | 1株につき1,000円 |
| (5) 配当起算日 | 平成17年4月1日 |
| (6) 割当方法 | 第三者割当によるものとし、トヨタ自動車株式会社、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社（又は同社が組成するファンド）及びあいおい損害保険株式会社に対して合計で12,913,000株を割り当てる。 |

2. 本発行価額をもって新株式を発行する理由

当社は、当社事業再生計画を迅速かつ確実に遂行し当社の再生を早期に実現するために、既に発表しておりますとおり、トヨタ自動車株式会社、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社（又は同社が組成するファンド）及びあいおい損害保険株式会社（以下「スポンサー」）と資本提携することいたしました。

本新株式発行は、スポンサーとの合意内容に基づき発行されるものであり、これによりスポンサーとの資本提携が形成されるとともに、財務体質の改善が図られ、当社の今後の発展に資するものと確信しております。

発行価額につきましては、当社事業再生計画達成の蓋然性をより高めるための自己資本増強を目的として、産業再生機構の支援のもと公正な入札手続を行い、当社の再生のために最良なスポンサーを選定して決定したものであります。なお、10株を1株とする普通株式併合が行われることも考慮しております。

また、払込期日につきましては、第1号議案の資本減少に伴う優先株式の無償での強制消却、第2号議案の普通株式併合及び第3号議案に基づくC種優先株式の発行が効力を発生した後とするため、本年6月24日とする予定です。

なお、本新株式発行は、所定の金融支援の完了を前提としているため、資本減少に伴う優先株式の消却、普通株式併合、C種優先株式の発行の他、関係金融機関及び産業再生機構による債権放棄が実施されることを条件といたします。

1. 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、12億株とし、このうち<u>9億7,000万株</u>は普通株式、6,000万株はA種優先株式、1億7,000万株はB種優先株式とする。ただし、普通株式もしくはA種優先株式につき消却があった場合又はB種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式それぞれにつき、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p>	<p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、12億株とし、このうち9億<u>6,666万株</u>は普通株式、6,000万株はA種優先株式、1億7,000万株はB種優先株式、<u>334万株</u>はC種優先株式とする。ただし、普通株式もしくはA種優先株式につき消却があった場合又はB種優先株式もしくはC種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式それぞれにつき、1,000株、<u>C種優先株式につき100株</u>とする。</p> <p>2. (変更前のとおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<u>(C種優先株式)</u> <u>第11条の3 当社の発行するC種優先株式の内容は次のとおりとする。</u>
(新 設)	<u>(C種優先利益配当金)</u> <u>(1) 当社は、第38条に定める利益配当を行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)</u> 又はC種優先株式の登録質権者(以下「C種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限としてC種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「C種優先利益配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において本条第2号に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。
(新 設)	<u>(C種優先中間配当金)</u> <u>(2) 当社は、第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払う。</u>
(新 設)	<u>(C種優先利益配当金の非累積条項)</u> <u>(3) 当社は、ある営業年度においてC種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p><u>(C種優先利益配当金の非参加条項)</u></p> <p><u>(4) 当社は、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先利益配当金を超えて配当は行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(C種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p><u>(5) C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。</u> <u>C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(C種優先株主の議決権)</u></p> <p><u>(6) C種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(C種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</u></p> <p><u>(7) 当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。</u> <u>当社は、C種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(C種優先株式の買受け又は消却)</u></p> <p><u>(8) 当社は、いつでもC種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p><u>(普通株式への強制転換)</u></p> <p>(11) <u>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日(以下「C種優先株式強制転換日」という。)において、取締役会の決議により、C種優先株式1株の発行価額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</u></p> <p><u>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(優先順位)</p> <p>第12条 A種優先株式及びB種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、A種優先株式の累積未払配当金は、B種優先利益配当金、B種優先中間配当金及びB種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年3月31日に終了する営業年度までの各営業年度におけるA種優先利益配当金及びA種優先中間配当金は、当該各営業年度におけるB種優先利益配当金及びB種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第12条 A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、A種優先株式の累積未払配当金は、B種優先利益配当金、B種優先中間配当金、B種優先株式の残余財産の分配、C種優先利益配当金、C種優先中間配当金及びC種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年3月31日に終了する営業年度までの各営業年度におけるA種優先利益配当金及びA種優先中間配当金は、当該各営業年度におけるB種優先利益配当金、B種優先中間配当金、C種優先利益配当金及びC種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。</p>

2. 定款一部追加変更の内容

資本減少に伴う優先株式の強制消却及び普通株式の併合の所定の手続の後、
 (i) 「発行する株式の総数」を株式消却及び株式併合の効力発生後の発行済株式数の4倍の範囲内とするとともに、() 普通株主様の権利に変動が生じないように普通株式の1単元の株式数の変更を行い、また、
 () A種優先株式の発行済株式の全部が消却されることから、A種優先株式に関する条文を削除するため、さらに追加変更案の内容に変更するものであります。なお、追加変更案は、普通株式の1単元の株式数の変更については普通株式併合の効力発生を、その他については優先株式の強制消却の効力発生を条件といたします。

(下線は変更部分)

前 記 変 更 後 (但し第11条については変更前定款)	追 加 変 更 後
<p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、<u>12億株</u>とし、このうち<u>9億6,666万株</u>は普通株式、<u>6,000万株</u>はA種優先株式、<u>1億7,000万株</u>はB種優先株式、<u>334万株</u>はC種優先株式とする。ただし、普通株式もしくはA種優先株式につき消却があった場合又はB種優先株式もしくはC種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、普通株式、<u>A種優先株式</u>及び<u>B種優先株式</u>それぞれにつき、<u>1,000株</u>、<u>C種優先株式</u>につき<u>100株</u>とする。</p>	<p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、<u>2億8,000万株</u>とし、このうち<u>2億3,166万株</u>は普通株式、<u>4,500万株</u>はB種優先株式、<u>334万株</u>はC種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又はB種優先株式もしくはC種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、普通株式につき<u>100株</u>、<u>B種優先株式</u>につき<u>1,000株</u>、<u>C種優先株式</u>につき<u>100株</u>とする。</p>

前記変更後 (但し第11条については変更前定款)	追加変更後
<p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(A種優先株式)</p> <p><u>第11条 当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>(A種優先利益配当金)</p> <p>(1) <u>当社は、第38条に定める利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき年60円を上限としてA種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「A種優先利益配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において本条第2号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。</u></p>	<p>2. (前記変更後のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

前記変更後 (但し第11条については変更前定款)	追加変更後
<p><u>(A種優先中間配当金)</u></p> <p>(2) 当社は、第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p><u>(A種優先利益配当金の累積条項)</u></p> <p>(3) 当社は、ある営業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払配当金」という。)については、A種優先利益配当金及びA種優先中間配当金並びに普通株主又は普通登録質権者に対する利益配当金に先立ってこれをA種優先株主又はA種優先登録質権者に支払う。</p> <p><u>(A種優先利益配当金の非参加条項)</u></p> <p>(4) 当社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先利益配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

前記変更後 (但し第11条については変更前定款)	追加変更後
<p>(A種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>(5) <u>A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり累積未払配当金相当額及びA種優先株式1株につき600円の合計額を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。</u> <u>A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(A種優先株主の議決権)</p> <p>(6) <u>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、A種優先株主は定時株主総会においてA種優先利益配当金又は累積未払配当金相当額の全部又は一部が支払われない旨の決議があった場合は、その決議があった定時株主総会の次の定時株主総会にA種優先利益配当金及び累積未払配当金相当額全額が支払われる旨の議案が提出されない場合は当該定時株主総会より、その議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、A種優先利益配当金及び累積未払配当金相当額全額が支払われる旨の決議ある定時株主総会の終結の時までは議決権を有する。</u></p> <p>(A種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</p> <p>(7) <u>当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。</u> <u>当社は、A種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

前記変更後 (但し第11条については変更前定款)	追加変更後
<p>(A種優先株式の買受け又は消却)</p> <p>(8) 当社は、いつでもA種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(A種優先株式の強制償還)</p> <p>(9) 当社は、A種優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議で定める時期及び償還価額で、当該A種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(優先順位)</p> <p>第12条 <u>A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、A種優先株式の累積未払配当金は、B種優先利益配当金、B種優先中間配当金、B種優先株式の残余財産の分配、C種優先利益配当金、C種優先中間配当金及びC種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年3月31日に終了する営業年度までの各営業年度におけるA種優先利益配当金及びA種優先中間配当金は、当該各営業年度におけるB種優先利益配当金、B種優先中間配当金、C種優先利益配当金及びC種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。</u></p>	<p>(優先順位)</p> <p>第12条 B種優先株式及びC種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>

以上

普通株主様による種類株主総会決議事項

第1号議案 普通株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

普通株式併合の内容は、2頁に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

内容は、4頁から14頁に記載のとおりであります。

第3号議案 第三者割当による新株式発行の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第三者割当による新株式発行の内容は、3頁に記載のとおりであります。

以 上